

使用料減免基準

(嬉野市都市公園)

区分	内容	減免
共催	市又は市の機関が共催する事業に利用するとき	全額免除
後援・賛助	市又は市の機関が後援し、又は賛助する事業に利用するとき（名義後援の場合を除く。）	全額免除
社会福祉	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護者が利用するとき	全額免除
その他	市長が特別の事由があると認めるとき	協議額